

年金制度改革後の現役世代・高齢世代のイメージ（2010年度時点）

	現 役 世 代 (旧・加入者)	高 齢 世 代 : 65歳以上 (受 給 者)
1. 基礎年金 (1) 給付と負担	<ul style="list-style-type: none"> 年金目的消費税を負担 	<ul style="list-style-type: none"> 年金目的消費税を負担 基礎年金を受給 受給月額、7万円 財源規模は、22.1兆円 (= 24.1兆円 - 2.0兆円) 消費税率は、9% (現行の消費税5%は算入していない)
(2) 積立金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金積立金10兆円は新基礎年金の給付原資に充当する (例えば、2010年度から5年間にわたり年間2兆円づつを充当) 	
2. 厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金保険料の負担は無し 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金の給付は無くなるが、別途、激変緩和措置を講ずる
(1) 清算基準	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険加入歴のある者に既払保険料を基準に払戻す ただし、改革時に生存している者に限る 	
(2) 払戻保険料	<ul style="list-style-type: none"> 個人と事業主の負担分は、「個人分を個人に、事業主分も個人に」払戻す 払戻保険料は、既払保険料全額から、死亡した者による払込保険料、受給者の既受給額、基礎年金部分相当額を控除した額とする 払戻保険料の原資は、積立金170兆円と国債発行によって賄う (・期間は厚生年金保険創設時より 換 算 の 利 率 既 払 保 険 料 (払 戻 保 険 料) - (積 立 金) = (不 足 額) ・1999年時点の現在時価 厚生年金積立金運用利回 540兆円 280兆円 - 170兆円 = 110兆円 ・個人と事業主の負担の合計額) 払戻不足額は、国債を発行して対応 払戻不足額分の国債発行は、改革時から必要に応じて発行 (不足額110兆円に対して、例えば毎年5兆円で22年間) 	
(3) 払戻開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 若年層は、改革時(2010年)から 一定年齢以上の者は、新基礎年金の受給開始年齢 到来時(65歳)から 	
(4) 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 複数年をかけて毎年一定額を払戻す 払戻保険料に達した段階で払戻しを完了する 	
3. 激変緩和措置		<ul style="list-style-type: none"> 激変緩和措置として“終身特例手当”を支払う 終身特例手当は、改革実施に伴う経過措置と位置付ける 支払対象者は、改革時点の全受給者(60歳以上の者) 支払月額は、以下の算式により決定し終身にわたり支払う(上限6万円) 同手当 = ((厚生年金既裁定額) - (新基礎年金7万円)) × 0.5 新基礎年金(一律7万円)と終身特例手当(上限6万円)の合計 例1: 単身世帯(本人が第2号被保険者) 月額上限13万円 例2: 夫婦世帯(夫が2号、妻が3号) 月額上限20万円 例3: 夫婦世帯(夫が2号、妻も2号) 月額上限26万円 支払要件として、所得調査や資力調査は行わない 支払財源は、改革時点の受給者に対する厚生年金払戻保険料を充当する 払戻保険料総額280兆円の内訳: 加入者に払戻すべき保険料240兆円 受給者に払戻すべき保険料 40兆円
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> 企業は厚生年金保険料相当額を継続負担 従業員が加入する私的年金へ直接拠出する 個人は私的年金等で自助努力で老後に備える そのための支援策として現行制度等を改革する <税制面> 厚生年金保険料相当額について ・個人負担分の所得控除の継続 ・事業主負担分の損金算入の継続 特別法人税の廃止 <制度面> 確定拠出年金を中心とした制度改革 ・加入対象者の拡大、拠出限度額の大幅引き上げ ・個人拠出の導入、中途引出要件の緩和など 	